河川愛護活動事業委託の実施にあたっての【留意事項】

１．全般事項

- いずれのメニューも一級河川として治水上の観点から必要な活動で、かつ地域の自主活動である前提に留意してください。
- 事務のフローは、以下を参考としてください。詳細は要綱を御確認ください。
- 河川愛護活動団体は、地域の住民等により構成される自治会等の団体としています。自治会以外には、実施場所が重複するなどが考えられることから、地元自治会と調整ができる団体を想定しています。
- 地域活動支援事業により、階段設置等を必要とする場合には、工事時期等を土木事務所と調整する必要があります。

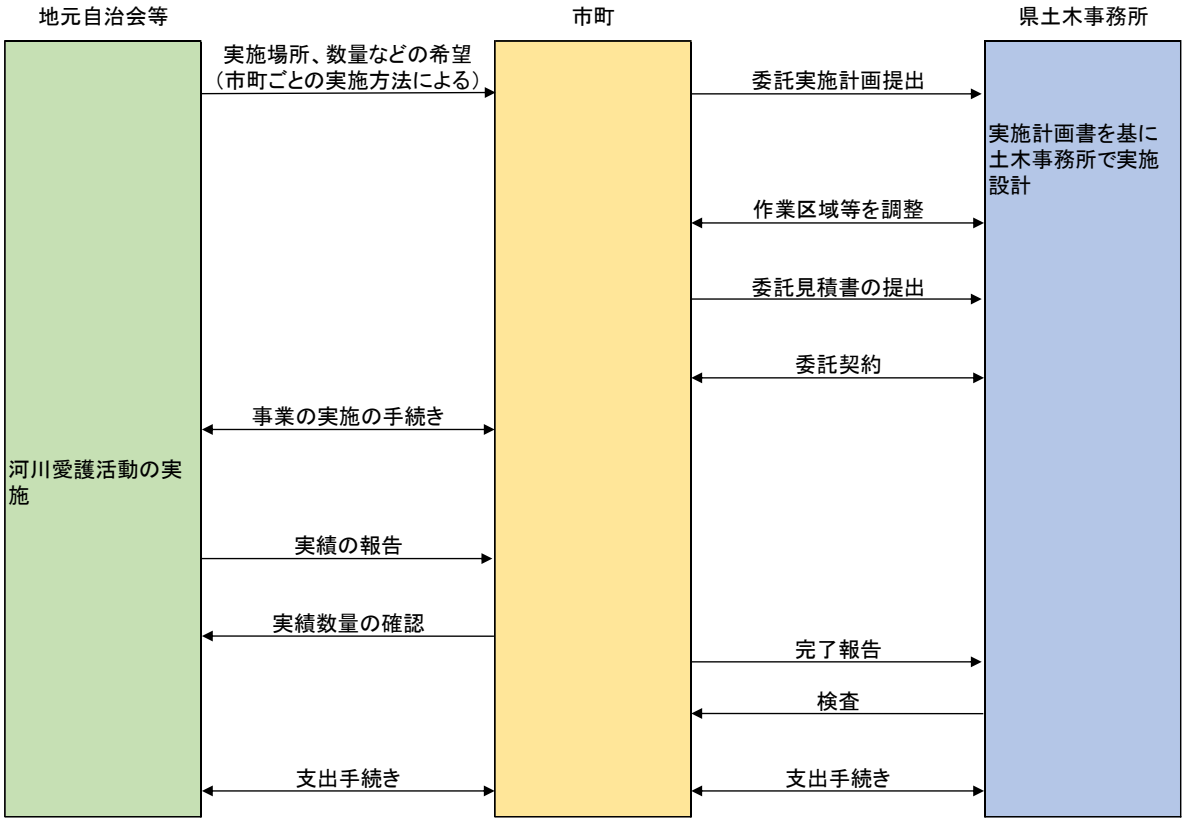

２．草刈・清掃

（１）対象となる主なメニュー

ア　肩掛け式機械除草工＋人力除草工（集草費用（熊手）も含む）

イ　ハンドガイド式機械除草工（自走式草刈機）

ウ　重機による機械除草工（バックホウ取付型草刈機等）

（２）作業は同一場所につき１回限りとしてください。ただし、１回を複数日により実施することは可とします。（例：同一場所での作業を２週に渡り実施する場合等）

対象機械のイメージ

イ

ウ

（３）ウ 重機による機械除草工（バックホウ取付型草刈機等）について

（ｉ）機種は､バックホウにアタッチメントを装着したものを想定しています。

（ii）機種の使用は、重機を使用しても危険でない区域で、かつ当該区域の現場状況、重機の普及度・保有状況（リース含む）を勘案して採用するものとします。

どのような重機を何台使用するかは､原則として下記(5)の重機の能力を目安に決定するものとします。

（iii）経費は、アタッチメントリース費、重機のリース費、オペレーター費、重機回送費（トラック運転)、重機の燃料費および諸雑費とします。

経費は次の計算式により算出します。(注:「面積あたり」ではありません。)

（１日あたりのリース費等）×（使用台数）

（iv）「１日あたりのリース費等」は、次に記載する重機の規格、１台分の作業能力に応じて算定します。規格 0.70 以上の大型機械、ロングアーム等の特殊な機械は、土木事務所・支所が独自に適切な金額を定めます。

- 小型重機　規格：0.13　能力：　4,500 ㎡／日
- 中型重機　規格：0.28　能力：　6,000 ㎡／日
- 大型重機　規格：0.45　能力：10,000 ㎡／日

（４）除草時に出現したゴミについて

除草時に出現したゴミについては、実施設計書の中で処分費を加味しています。一般の散在性ゴミ、可燃ゴミおよび資源ゴミ等は河川愛護活動の中で、収集処分をお願いします。

【参考】

県内の建機レンタル事業者検索 URL（一般社団法人日本建設機械レンタル協会より）

URL：https://www.j-cra.org/search/

３．川ざらえ

※実施にあたっては、下記の他に、別紙「河川愛護活動事業委託（川ざらえ）の見直しについて」を必ず確認してください。

（１）**地域の自主活動の範囲でできるもの**であることを確認してください。
（ｉ）地元に対応できる能力があるか
（ii）土の処分先が確保されているか（例：（３）記載）
（iii）自主活動相当の規模か：土量の評価
（iv）自主活動相当の現場か：現場条件（進入路がある、軟弱地盤でない等）
（ｖ）他の利害関係者との合意が形成できる地区であるか
（２）作業規模は、地域の自主活動の範囲と考え、50m3・50 万円程度までを前提とし、上限は 100m3、100 万円以下としますが、それ以上の規模のものについては、土木事務所と協議にて調整いただきますようお願いいたします。
（３）**さらえた泥等は、地区内で以下のような方法により適正な処分先を確保し、処分**してください。
①河床整正に使用、②堤防法面・天端部の補修に使用、③集落内の農道法面等補修に使用、④適切な捨て場に処分
ただし、上記を含め処分が困難な場合、土木事務所に相談願います。
（４）作業は同一場所につき１回限りとしてください。ただし、１回を複数日の実施で１回実施は可とします。（例：同一場所を２週末で実施する場合等）
（５）経費は、オペレーター付き重機・トラックのリース料＋諸雑費とします。
（６）重機の大きさ・機種等は、現地状況に合わせて個別に設定し、その機種に応じた単価により積算することとします。
（７）作業実施にあたり、泥等の積み込み・荷下ろし、処分地の敷き均し、周辺道路の清掃、道路通行案内等は、地元実施団体が行うこととなります。
（８）各市町および県は、作業実施にあたり、一部の役割を担い、協働を進めることとします。

４．竹木の伐採・管理

（１）伐採した竹木は、地域活動支援事業（竹木の処理）の中で処理することも可能ですし、地域住民が自由使用の範囲で持ち帰っていただくことも可能です。
（２）経費は、伐採に使用する機械（チェーンソー）の運転経費（燃料費等）、伐採した竹木の集積に使用する重機１台（オペレータ付き）の運転経費（オペレータ労務費・燃料費等）＋諸経費とします。
（３）作業規模は、**地域活動支援事業委託（竹木の処理）の取扱方針に定める額の対象範囲を超えない範囲**とします。
（４）伐採・集積した竹木等は、各市町により適正な処分をして下さい。
運搬・処分費は当河川愛護事業では計上しません。（地域活動支援事業との調整をよろしくお願いします。）
（５）作業実施にあたり、下草刈り、竹木の伐採・集積、周辺道路の清掃、道路通行案内等は、地元実施団体が行うこととなります。
（６）各市町および県は、作業実施にあたり、一部の役割を担い、協働を進めることとします。